

赤磐市立城南小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月～ 改訂

いじめに関する現状と課題

現状

- 高学年になると携帯電話やスマートフォンを持つ児童の割合も増え、ラインや掲示板を通してのネットいじめが発生する危険性をもっている。
- 多様な児童がいる中で、その多様性を認めれず、いじめにつながる可能性がある。

課題

- 年間2回のいじめに関するアンケートや教育相談等を通して、いじめの早期発見や早期解決を図っているが、未然防止の取組をより具体的に行っていく必要性を感じている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

「いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることを認識して対策を講じなくてはならない」という基本的な考え方で、全職員が組織的に取り組んでいく。

<重点となる取組>

- 1) いじめの**未然防止**を目指して、自分のよさや友達のよさに気付いていけるような取組を進める。
- 2) いじめの**早期発見**を目指して、児童と教職員との良好な人間関係を築いていけるような取組を進める。
- 3) いじめの**早期解決**を目指して、指導体制を確立し、学校としての方針を明確にしていく。
- 4) 家庭・地域・関係機関との**連携**を構築し、効果的な取組を進めていく。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針を PTA 関係の行事や「城南っ子を守り育む地域会議」等で説明 ・各種通信や学校ホームページを使って提示 ○ 情報把握 <ul style="list-style-type: none"> ・日常会話や懇談で、アンテナの感度を高くし、情報を把握 ○ 保護者啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル等に関する PTA 研修会の実施 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> いじめ対策委員会 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役割 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針や年間計画に基づく取組の実施 ・相談窓口 ・事案の調査と対応・記録保存 ○ 会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・通常は生徒指導部会(いじめ対策委員会) 毎月 ・必要に応じて対策委員会 ○ 情報の共有と伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・職員会議や晩会(緊急時は臨時職員会議) ○ 構成メンバー <ul style="list-style-type: none"> ・校内…校長,教頭,教務,生徒指導,養護教諭,上・下学年代表 ・校外…カウンセラー, ソーシャルワーカー, 市教委学校相談員 警察(重大事態) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 全 教 職 員 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県・市教育委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・事案についての報告・連絡・相談 ・カウンセラーやソーシャルワーカーの派遣依頼 ・研修会の講師選定の相談や依頼 ○ 赤磐警察署 <ul style="list-style-type: none"> ・学警連や日常の情報交換 ・非行防止教室 ・重大事態への対応 ○ その他の専門機関 <ul style="list-style-type: none"> ・保育園や中学校との情報交換 ・民生児童委員, 学校評議員等から

学校が実施する取組

① 未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳教育や人権教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育及び体験活動等を充実させることで、児童の人権意識や生命尊重の態度、自己指導能力の育成に努める。 ○ 人間関係づくり <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事や特別活動を通して、自他のよさを互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係づくりを行う。 ○ いじめを許さない風土の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・学級活動やふれあい班の活動を通して、いじめを許さない集団づくりと意識の醸成をする。 ・「いじめについて考える週間」や「人権週間」に、標語やポスター作成等、児童が主体的に活動に取り組み、意識高揚を図る。 ○ 情報モラルの醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・専門家や ICT の授業で、情報モラルやネット上のいじめについての教育や啓発を促進する。 ○ 指導体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・校内指導体制を確立し、組織としていじめ問題に取り組むとともに、教職員の指導力の向上を図る。 ○ 保護者等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針を PTA 研修会や通信, HP 等で周知し、保護者の意識を高めるとともに、保護者や地域と連携して取り組む。
② 早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信頼関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・児童と担任をはじめ教職員との信頼関係の構築を図り、何でも相談できる土壌を培っていく。 ○ 調査, 観察等の励行 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートや教育相談等, いじめに関する調査や, 日記指導, 日常観察, 情報交換等を行い, 早期発見に心がける。 ○ 情報共有と分析・即応 <ul style="list-style-type: none"> ・集めた情報を生徒指導部会等を利用して整理分析し, 全教職員で共有する。 ・いじめ発見の連絡, 相談に即応し, 児童や保護者の思いに寄り添いながら取組を進めていく。
③ 早期対処	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対策委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発見や相談を受けたときは, 管理職に報告し, 関係機関と連携を図りながら, いじめ対策委員会を開催する。 ○ 事実関係の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を確認するとともに, 人間関係等の背景にある事情についても明確にしていく。 ○ 安全確保と適切な対処 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童の安全を確保し, いじめられた児童とその保護者への支援を行う。 ・いじめたとされる児童への適切な指導と保護者への助言を行い, 早期解決を心がける。 ○ 組織的対応 <ul style="list-style-type: none"> ・対策委員会が中心となり, 定めた対応方針に従って, 全教職員で役割分担しながら, 組織的に対応していく。
④ 重大事態への対処	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重大事態 生命, 心身又は財産に重大な被害(暴力行為等犯罪行為, 重大な怪我, 自殺等)が生じた疑いや, 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合 ○ 対処 <ul style="list-style-type: none"> ア 報告 重大事態が発生した旨を, 管理職により市教育委員会に速やかに報告する。 イ 対策委員会開催 教育委員会と協議の上, 「いじめ対策委員会」を開催する。 ウ 事実調査 児童・保護者等の心情に配慮しながら, 事実関係を明確にするための調査を実施する。 エ 情報提供 調査結果については, いじめを受けた児童・保護者に対し, 事実関係等必要な情報を適切に提供する。 オ 機関連携 犯罪行為として取り扱われるべき事案については, 教育委員会と協議し, 赤磐警察署と連携して対処する。 カ 再発防止策の構築 速やかに再発防止策を講ずる。 キ マスコミ対応 記録をもとに必要な情報を適切に公開する。